

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 18																																																														
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																	
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・地域商店街活性化法に関する事務等																																																																
事務・権限の概要	○目的：地域コミュニティの核となる商店街等の果たすべき社会的、公共的役割の向上を図ることで、商店街等ににぎわいを創出し活性化を図ることを目的として、商店街等が行う少子高齢化、安全・安心、生産性向上、創業・人材等の社会課題に対応した取組を支援する。 ○根拠法令：地域商店街活性化法 ○経済産業局の業務内容 ・地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務 ・地域中小商業支援事業費補助金の交付事務																																																																
予算の状況 （単位：百万円）	「地域中小商業支援事業」の経費 3, 869百万円の内数																																																																
関係職員数	59人の内数（平成25年度末） （北海道局4人の内数、東北局6人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局10人の内数、中国局5人の内数、四国局5人の内数、九州局7人の内数）																																																																
事務量（アウトプット）	① 案件発掘 ・商店街関係者、自治体等に対する施策普及、案件発掘 等 ② 計画認定 （アウトプット） ・計画認定に係る相談受付、地方自治体への意見照会、審査委員会開催、計画認定 等（計画認定件数 103(平成21年8月法施行後、現在まで) ③ 補助金交付事務 ・補助金募集、相談受付、審査委員会開催、採択・交付 等																																																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>補助金交付件数</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道局</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>東北局</td> <td>16</td> <td>39</td> <td>44</td> <td>112</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>関東局</td> <td>29</td> <td>84</td> <td>62</td> <td>69</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>中部局</td> <td>9</td> <td>16</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>近畿局</td> <td>36</td> <td>86</td> <td>63</td> <td>25</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>中国局</td> <td>7</td> <td>19</td> <td>17</td> <td>13</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>四国局</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>九州局</td> <td>7</td> <td>37</td> <td>33</td> <td>18</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>123</td> <td>311</td> <td>254</td> <td>258</td> <td>226</td> </tr> </tbody> </table>					補助金交付件数	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	北海道局	10	15	11	12	16	東北局	16	39	44	112	53	関東局	29	84	62	69	68	中部局	9	16	12	3	10	近畿局	36	86	63	25	15	中国局	7	19	17	13	22	四国局	9	15	12	6	14	九州局	7	37	33	18	28	全国	123	311	254	258	226
補助金交付件数	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																												
北海道局	10	15	11	12	16																																																												
東北局	16	39	44	112	53																																																												
関東局	29	84	62	69	68																																																												
中部局	9	16	12	3	10																																																												
近畿局	36	86	63	25	15																																																												
中国局	7	19	17	13	22																																																												
四国局	9	15	12	6	14																																																												
九州局	7	37	33	18	28																																																												
全国	123	311	254	258	226																																																												
	④ 先進事例紹介 ・講演・セミナー等による、全国の商店街活性化事例の紹介 等																																																																
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会）																																																																

	<p>○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」 (平成 25 年 4 月 12 日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康)</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>全国商店街振興組合による地方分権についての調査結果（平成 22 年 6 月実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーケードの全面改修やカラー舗装など 10 億円を超える事業への支援を自治体はできるのか。 ・局は全国的視点と地域実態の双方を理解しているので今後も支援業務を続けて欲しい。 ・地方自治体の担当者が必ずしも商店街への理解が深いとは言えない場合がある。 ・自治体が商店街活動に如何ほどの理解があるか分からない。 ・本省のみで支援業務を担当することは、円滑なコミュニケーションと非効率的な事務処理の観点から疑問がある。 ・地方の実情等も理解しており、地方の実情を国の施策に反映させる意味でも局は必要である。
<p>平成 21 年工程表における見直しの内容</p>	<p>中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務</p> <p>○国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携推進法及び中小企業地域資源活用促進法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するように見直しを行う。</p>
<p>平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等 (近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>—</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果(事務・権限の区分)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> C </div> <p>(参考) 平成 22 年の検討結果 C-c</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>国は地方が行うことの出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、本件も全国的視点のもとで採択を行っているところ。</p> <p>地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。</p> <p>自治体が広く商店街振興を行うのに加えて、国は全国的視点（モデル性、社会課題対応等）から選別して支援を行っており、財政上の制約がある中で、仮に都道府県に均等配分すれば、金額的にも薄い効果となる。また、本補助金は市町村経由で申請を受け付けているが、全国約 1700 市町村に均等配分すれば、効果が殆どなくなり、著しく非効率になる。</p> <p>なお、道府県は商店街予算を減少中。事業者への直接補助により、県の財政事情に左右</p>

	<p>されずに国策を現場で遂行することができる。</p> <p>なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>
備考	<p>・ 局の事務が本省引上げになった場合には、本省における執行体制整備のほか、商店街との意思疎通の減少、商店街側の負担の増加等が課題となる。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 19
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・物流・流通業務効率化等に関する事務		
事務・権限の概要	○目的：物流・流通業務効率化等に関する事務は、我が国産業の国際競争力の強化、消費者需要の高度化・多様化への対応並びに物流分野における環境負荷の低減を目的とする。 ○根拠法令：流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容：事業者が申請する「総合効率化計画」について国が定める「基本方針」にもとづき認定し、必要に応じて認定事業者より実施状況の報告徴収を行い、認定された計画に従って事業を実施していないと認められる場合には当該認定を取り消す。また、申請事業者が特定流通業務施設を整備する際に、当該施設が省令で定める基準に適合しているかの確認を行う。		
予算の状況 (単位:百万円)	-		
関係職員数	59人の内数（平成25年度末現在） （北海道局4人の内数、東北局6人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局10人の内数、中国局5人の内数、四国局5人の内数、九州局7人の内数）		
事務量（アウトプット）	これまでの認定件数は8件（いずれも地方運輸局との共同認定。24年3月時点。） 認定1件あたりの経済産業局の主な事務は以下のとおり。 ○ 申請事業者からのヒアリング（3回程度） ○ 申請書作成にあたっての指導（5回程度） ○ 地方運輸局、都道府県、都道府県警察、地方整備局との調整 ○ 認定通知書の作成 ○ 事業報告書の作成指導		
地方側の意見	<全国知事会「移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について」(H23.8.30)> >（抜粋） 1 「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。 （2）経済産業局 ・中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務 ・新規産業の環境整備に関する事務 ・技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中心市街地の活性化に関する事務 ・企業立地促進に関する事務 など <地方分権改革有識者会議（H25.4.12）同会議構成員 佐賀県知事 古川康> 「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」		
その他各方面の意見	-		
平成21年工程表における見直しの内容	-		

<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>物流・流通業務効率化等に関する事務については、平成22年度見直し結果の再検討において、十分な体制整備（例えば、永続的であり、経済産業局が管轄している区域と同等の範囲であること。）及び共管省庁（国交省・農水省）と制度のあり方について調整が整った場合に、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲することとした。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 645 363 734" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>A－b</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 A－b②</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>当該事務に関して、本法律が施行された平成17年から経産省の認定件数は8件（共管3省で168件）であり、その内訳も関東局7件、中部局1件と申請に偏りがあるため、各都道府県への執行体制の構築や担当者配置は非効率である。</p> <p>このため、当該地方自治体等の発意に応じて選択的に移譲することが望ましい。</p>
<p>備考</p>	<p>本法は農林水産省、国土交通省との共管であり、地方移譲については両省との調整が必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 20
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する業務 ・ J A P A Nブランド育成支援事業の事務	
事務・権限の概要	○目的： 複数の中小企業が協働して行う、海外市場へ向けた商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援することにより、中小企業の海外販路の拡大を図り、中小企業の振興に寄与することを目的とするもの。 ○根拠法令：— ○経済産業局の具体的な業務内容： ・ 地域における案件発掘、ニーズの収集 ・ 補助金の交付・確定に係る事務	
予算の状況 （単位：百万円）	平成25年度予算額 中小企業海外展開総合支援事業3, 150百万円の内数	
関係職員数	98人の内数（平成25年度末現在） （北海道局19人の内数、東北局5人の内数、関東局11人の内数、中部局11人の内数、近畿局12人の内数、中国局5人の内数、四国局13人の内数、九州局22人の内数）	
事務量（アウトプット）	○基盤整備／制度設計 ・ 現場の課題・ニーズの掘り起こし 等 ○案件発掘／事業構築支援 ・ 地域中小企業者及び関係者を対象とした案件発掘・ヒアリング・相談業務 等 ○事業化等支援 ・ 補助金交付業務、確定業務 等 平成23、24年度の補助金交付件数：77件、59件 ○全国展開・普及／制度見直し ・ 成功事例普及 等	
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会） ○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」（平成25年4月12日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康）	
その他各方面の意見	—	
平成21年工程表における見直しの内容	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ○国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携促進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。	
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解	—	

<p>できるような情報</p>	
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 450 363 584" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">c</p> </div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 C - c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>本事業は、日本全体の輸出促進政策を踏まえた「JAPAN ブランド」というコンセプトのもとで、中小企業の海外販路開拓の実現を目指すもの。海外市場において、国内の特定の地域のブランドはあまり浸透していない一方、日本全体では、安心・安全・高品質といったプラスのブランドイメージが確立しており、このブランド力を有効に活用し、海外市場を獲得していくためには、国を挙げた支援が必要である。</p> <p>本事業は、地域間の公平性に配慮するのではなく、日本全体の輸出促進政策を踏まえた上でプロジェクトを選定しており、画一的な基準で選定できるものでもないことから、広域的实施体制等の整備が行われたとしても著しい支障が生じる。</p> <p>平成 24 年度の本事業による支援件数は、全国で 59 件であり、47 都道府県のうち、最も多くの案件がある自治体でも、その件数は 7 件にとどまっている。微少な事務量を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点から著しく非効率。また、案件数が少ないことから、各自治体には海外展開支援のノウハウが蓄積し難く、この点からも引き続き国が一体的に支援を行うことが妥当である。</p> <p>事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当と考える。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 21																									
事務・権限移譲等検討シート（個票）																											
事務・権限名	中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ・下請代金法に基づく検査、勧告 等																										
事務・権限の概要	<p>○目的 下請代金の支払遅延等を防止することにより、親事業者の下請事業者に対する取引を公正化するとともに、下請事業者の利益を保護し、国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。</p> <p>○根拠法令 下請代金支払遅延等防止法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 <ul style="list-style-type: none"> ・下請事業者からの申告対応 ・親事業者への立入検査の実施 ・立入検査結果に基づく親事業者への改善指導 ・(悪質な違反について) 公正取引委員会への措置請求事案の組成 </p>																										
予算の状況 (単位:百万円)	-																										
関係職員数	171人の内数(平成25年度末現在) (北海道局19人の内数、東北局21人の内数、関東局33人の内数、中部局18人の内数、近畿局31人の内数、中国局14人の内数、四国局13人の内数、九州局22人の内数)																										
事務量(アウトプット)	(全国) <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: right;">単位：件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> </tr> <tr> <td>下請事業者からの申告</td> <td>43</td> <td>30</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>立入検査等</td> <td>777</td> <td>944</td> <td>1,031</td> </tr> <tr> <td>改善指導</td> <td>715</td> <td>875</td> <td>944</td> </tr> <tr> <td>措置請求</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> </table>				単位：件				21年度	22年度	23年度	下請事業者からの申告	43	30	21	立入検査等	777	944	1,031	改善指導	715	875	944	措置請求	2	3	2
	単位：件																										
	21年度	22年度	23年度																								
下請事業者からの申告	43	30	21																								
立入検査等	777	944	1,031																								
改善指導	715	875	944																								
措置請求	2	3	2																								
地方側の意見	-																										
その他各方面の意見	-																										
平成21年工程表における見直しの内容	-																										
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解	<p>平成22年の事務・権限自己仕分けにおいては、親事業者の下請取引が都道府県を越える広域で行われることが多く、都道府県による法執行には限界があること、法執行の統一性、専門性の点でも懸念があることを指摘し、引き続き、下請代金法を主管している公正取引委員会と調整しつつ検討することとしていたところ。</p> <p>その後、公正取引委員会と調整を行ってきたが、①下請代金法は事件調査のノウハウ等の専門性が必要であるため、地方自治法第245条の9第1項の規定による</p>																										

<p>できるような情報</p>	<p>処理基準を定めたとしても、都道府県によって運用の差異が出る可能性があることや、国が必要と認める場合に確実に事務を行える指示（立入検査先・検査の方法・指導の内容等）ができないことにより、ある地域では法律違反となり、ある地域では法律違反とならない等、下請代金法の統一的な運用が行われなくなるおそれがあること、②検査等に必要な予算や、専門性を有する人員の確保など、都道府県特有の事情によって法執行が左右されるおそれがあり、真に保護されるべき下請事業者が保護されなくなる等、下請代金法の中立的な執行が行われなくなるおそれがあることなどから、公正取引委員会より、内閣府地域主権戦略室（現「内閣府地方分権改革推進室」）に対し、反対する旨の意見書が提出されているところ。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>特になし</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">C</p> </div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 A－a（一部） C－c（その他）</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>本件につき、下請代金法を主管している公正取引委員会からは、①ある地域では法律違反となり、ある地域では法律違反とならない等、下請代金法の統一的な運用が行われなくなるおそれがあること、②都道府県特有の事情によって法執行が左右されるおそれがあり、真に保護されるべき下請事業者が保護されなくなる等、下請代金法の中立的な執行が行われなくなるおそれがあることなどから、内閣府地域主権戦略室（現「内閣府地方分権改革推進室」）に対し、反対する旨の意見書が提出されているところ。</p> <p>なお、中小企業庁としては、上記、公正取引委員会の意見に加え、各都道府県において、全国規模で事業展開をしている親事業者の取引実態を把握し、取締りを行うことは、難しいと考えており、その結果、①各都道府県によって立入検査や改善指導などが重複して行われること（もしくは重複して行われないように調整すること）による行政コストの増大、②下請事業者への調査が、下請事業者 1 社に対して複数の都道府県から行われるなど、下請事業者の負担の増大となること、などにより、下請事業者の利益の保護という下請代金法の法益の確保が図られなくなることも懸念している。</p> <p>よって、公正取引委員会及び当庁が指摘している、上記事項をはじめとする懸念事項が解消されない限りは、都道府県へ事務・権限の移譲をすることは困難。</p>
<p>備考</p>	<p>関係省庁と調整が必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 22
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 ・中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査 等 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査 等	
事務・権限の概要	○目的： 中小企業組合制度は、中小企業が共同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者とその営む事業の構造改善を図るために必要な組織を設け、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的としている。 ○根拠法令： 中小企業等協同組合法第27条の2第1項 等 中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項、第42条第1項 等 ○経済産業局の具体的な業務概要 経済産業局は、中小企業組合のうち、経済産業省の所管に属する事業が組合員資格又は組合の行う事業となっているものの一部に係る設立認可、報告受領、立入検査等の事務を行っている。（中小企業組合の業種や地区等ごとに、所管する主務大臣又は都道府県知事を定めている。）	
予算の状況 （単位：百万円）	-	
関係職員数	182人の内数（平成25年度末現在） （北海道局19人の内数、東北局21人の内数、関東局11人の内数、中部局30人の内数、近畿局31人の内数、中国局35人の内数、四国局13人の内数、九州局22人の内数）	
事務量（アウトプット）	○経済産業局所管組合数： 2,657組合（平成23年度末） （参考）組合の総数 35,523組合 うち都道府県の所管組合数 27,324組合 ○経済産業局における手続件数 平成20年度 7,382件、平成21年度 4,259件、平成22年度 4,353件、平成23年度 4,017件 うち、決算関係書類の受理 2,040件、役員の変更届出の受理 1,129件 定款変更の認可 641件（平23年度）	
地方側の意見	-	
その他各方面の意見	-	
平成21年工程表における見直しの内容	-	
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	-	
その他既往の政府方針等	-	
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> A-a 一部C </div> （参考） 平成22年の検討結果 A-a（一部） C-c（その他）	（区分の理由等） 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する認可等の権限については移譲を前提として、詳細について検討。 都道府県の区域を越える組合に関する事務については、現行の地方自治法における「広域の実施体制」では組織の持続性が担保されず、広域の実施体制の地区が変更されることにより、許認可の主体が変わる等、制度の安定的実施に著しい支障を来すため、そうした諸条件が担保されない限り、引き続き経済産業局が実施することとする。	
備考	本法に基づく中小企業組合の認可の事務を行う国の地方支分部局のうち、国税局や財務局については、国の責任で引き続き事務を実施すべきとの観点から、今回の仕分けの対象外となっている。	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局 No. 23

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名	中心市街地の活性化に関する事務 ・ 戦略的中心市街地商業等活性化支援に関する事務等					
事務・権限の概要	○目的：中心市街地の活性化に関する事務は、中心市街地における都市機能の増進と経済活力の向上を目的として、中心市街地の活性化に関する法律（以下、中活法という）に基づき、都市機能の市街地集約やまちなか居住、中心市街地の商業・コミュニティ機能の強化等の持続可能な都市形成への取り組みを支援するものである。 ○根拠法令：中心市街地の活性化に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容： <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金の交付事務 ・ 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定 ・ 中心市街地活性化に関する委託事業の実施 ・ 市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に対する助言等 					
予算の状況 （単位：百万円）	1, 199百万円の内数（平成25年度予算案計上額）					
関係職員数	59名の内数(平成25年度末) （北海道局4名の内数、東北局6名の内数、関東局13名の内数、中部局9名の内数、近畿局10名の内数、中国局5名の内数、四国局5名の内数、九州局7名の内数）					
事務量（アウトプット）	（北海道経産局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	補助金交付件数	6	8	5	4	2
	特定民間計画の許認可件数	1	1	1	0	0
	現地確認（現地視察含む）の件数	10	20	20	15	10
	確定検査の件数	6	8	5	4	0
	会計検査の対応件数	0	0	0	0	2
	中心市街地活性化に係る委託事業等への随行件数	7	5	2	1	0
	中心市街地活性化協議会への出席件数	0	1	1	1	2
	事業者等（市含む）からの相談件数（事業者数）	51	50	50	40	40
	その他（中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等）	8	24	30	30	25
	（東北経産局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	補助金交付件数	8	12	5	6	10
	特定民間計画の許認可件数	1	0	4	0	0
	現地確認（現地視察含む）の件数	10	29	33	13	18
	確定検査の件数	16	9	11	7	7
	会計検査の対応件数	2	0	3	0	1

中心市街地活性化に係る委託事業等への随伴件数	9	3	11	2	2
中心市街地活性化協議会への出席件数	7	14	3	4	1
事業者等(市含む)からの相談件数(事業者数)	46	36	28	37	44
その他(中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等)	23	18	14	16	20

(関東経産局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
補助金交付件数	11	12	13	2	3
特定民間計画の許認可件数	3	4	2	0	1
現地確認(現地視察含む)の件数	30	30	13	2	3
確定検査の件数	10	12	12	2	3
会計検査の対応件数	0	0	7	2	2
中心市街地活性化に係る委託事業等への随伴件数	5	1	2	2	2
中心市街地活性化協議会への出席件数	5	2	4	4	4
事業者等(市含む)からの相談件数(事業者数)	600	600	240	260	240
その他(中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等)	16	2	2	2	8

(中部経産局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
補助金交付件数	9	9	4	3	0
特定民間計画の許認可件数	0	4	1	0	0
現地確認(現地視察含む)の件数	15	18	6	5	0
確定検査の件数	9	12	4	3	0
会計検査の対応件数	0	4	4	1	0
中心市街地活性化に係る委託事業等への随伴件数	7	6	0	0	0
中心市街地活性化協議会への出席件数	7	10	9	8	4
事業者等(市含む)からの相談件数(事業者数)	18	20	30	50	60
その他(中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等)	35	30	24	35	12

(近畿経産局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
補助金交付件数	1	5	12	7	7
特定民間計画の許認可件数	0	3	3	4	2
現地確認(現地視察含む)の件数	15	30	40	14	15
確定検査の件数	1	5	12	7	7
会計検査の対応件数	0	2	4	1	3
中心市街地活性化に係る委託事業等への随伴件数	15	10	15	15	20

中心市街地活性化協議会への出席件数	5	5	5	5	6
事業者等(市含む)からの相談件数(事業者数)	20	20	25	25	25
その他(中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等)	54	48	66	43	46

(中国経産局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
補助金交付件数	6	13	12	10	11
特定民間計画の許認可件数	0	2	2	2	4
現地確認(現地視察含む)の件数	12	24	26	19	19
確定検査の件数	6	13	12	10	11
会計検査の対応件数	0	3	4	0	0
中心市街地活性化に係る委託事業等への随行件数	3	4	10	10	0
中心市街地活性化協議会への出席件数	9	10	7	11	14
事業者等(市含む)からの相談件数(事業者数)	240	400	360	380	340
その他(中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等)	28	28	24	20	23

(四国経産局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
補助金交付件数	8	9	2	2	1
特定民間計画の許認可件数	2	1	1	1	1
現地確認(現地視察含む)の件数	24	48	8	8	7
確定検査の件数	8	10	2	2	1
会計検査の対応件数	0	10	0	9	3
中心市街地活性化に係る委託事業等への随行件数	1	0	5	3	0
中心市街地活性化協議会への出席件数	5	4	5	6	8
事業者等(市含む)からの相談件数(事業者数)	15	15	36	29	12
その他(中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等)	12	6	31	2	10

(九州経産局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
補助金交付件数	8	16	15	15	11
特定民間計画の許認可件数	2	2	1	2	3
現地確認(現地視察含む)の件数	21	42	35	37	22
確定検査の件数	8	16	14	16	9
会計検査の対応件数	9	1	4	6	1
中心市街地活性化に係る委託事業等への随行件数	9	0	3	2	0
中心市街地活性化協議会への出席件数	9	10	9	11	3

	事業者等(市含む)からの相談件数(事業者数)	300	600	600	600	600
	その他(中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等)	4	6	8	6	9
地方側の意見	<p><全国知事会「移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について」(H23.8.30)> (抜粋)</p> <p>1 「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。</p> <p>(2) 経済産業局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務 ・ 新規産業の環境整備に関する事務 ・ 技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・ 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ 中心市街地の活性化に関する事務 ・ 企業立地促進に関する事務 など 					
その他各方面の意見	—					
平成21年工程表における見直しの内容	—					
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—					
その他既往の政府方針等	—					
検討結果(事務・権限の区分) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">C</div> (参考) 平成22年の検討結果 C-c	<p>(区分の理由等)</p> <p>中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。また、中心市街地の活性化は、現在露呈している人口減少や高齢化といった課題に起因する全国的な地方都市の衰退に対して大きな効果が期待でき、その効果は一つの地域にとどまらない付加価値をもたらすものであることから、国が主体的にその事務を担うべきである。加えて、直接の支援先である民間事業者等の利便性や補助金の効率的な執行等の観点からも経済産業局が行うことが適当。</p> <p>特に補助事業については、限られた財源の中で、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業のみに限定して採択を行う必要があり、中活法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択</p>					

	<p>を行っているところ。なお、地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難となるため、施策の最適化がなされず、その結果、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上に向けた総合的かつ一体的な取組に著しい支障が生じる。</p>
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 24																					
事務・権限移譲等検討シート（個票）																								
事務・権限名	企業立地促進に関する事務 ・新規立地に繋がる人材育成支援に関する事務 等																							
事務・権限の概要	<p>○目的：国際的な企業誘致競争が激化する中で、立地競争力を強化するため、諸外国に劣らない国内立地環境の整備等を図ること。</p> <p>企業の経済活動は既存の行政区域にとらわれることなく行われており、産業競争力強化につながる成長分野において、広域的な産業集積の形成及び活性化に係る取組を全国的な視点から支援することで競争力を強化すること。</p> <p>○根拠法令：企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：企業立地促進法は、国の同意を受けた基本計画（都道府県及び市町村が協力して作成）を策定した地域に対して、法の特例等の支援を講じる。経済産業局では、本法に関連し、以下の事務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助金にかかる執行業務（補助金の申請受付、確定検査等） 2. 法律に基づき設置される「地域産業集積活性化協議会」への参加及びアドバイス業務（都道府県や市町村からの求めに応じて協議会に参加し、国の方針や産業界の全国的な動向も踏まえながら助言等を実施） 3. 基本計画、補助金、法施行関連の相談対応（法の施行や主務大臣に対する基本計画の協議の申し出などに対し、地域性も踏まえつつ、国の立場から相談を実施する） 																							
予算の状況 （単位：百万円）	平成25年度予算案：986百万円																							
関係職員数	80名の内数（北海道局3名の内数、東北局14名の内数、関東局5名の内数、中部局13名の内数、近畿局12名の内数、中国局22名の内数、四国局8名の内数、九州局3名の内数）																							
事務量（アウトプット）	（全国） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">業務指標</th> <th style="width: 12.5%;">22年度</th> <th style="width: 12.5%;">23年度</th> <th style="width: 12.5%;">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数（基本計画、補助金、法施行関連等）</td> <td>1,171件</td> <td>1,035件</td> <td>1,443件</td> </tr> <tr> <td>協議会出席件数</td> <td>39件</td> <td>36件</td> <td>40件</td> </tr> <tr> <td>補助金申請件数</td> <td>208件</td> <td>119件</td> <td>119件</td> </tr> <tr> <td>補助金対象事業者確定検査等</td> <td>441件</td> <td>290件</td> <td>304件</td> </tr> </tbody> </table>				業務指標	22年度	23年度	24年度	相談件数（基本計画、補助金、法施行関連等）	1,171件	1,035件	1,443件	協議会出席件数	39件	36件	40件	補助金申請件数	208件	119件	119件	補助金対象事業者確定検査等	441件	290件	304件
業務指標	22年度	23年度	24年度																					
相談件数（基本計画、補助金、法施行関連等）	1,171件	1,035件	1,443件																					
協議会出席件数	39件	36件	40件																					
補助金申請件数	208件	119件	119件																					
補助金対象事業者確定検査等	441件	290件	304件																					
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会）																							
その他各方面の意見	—																							
平成21年工程表における見直しの内容	—																							
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む）	平成22年11月の事業仕分けを踏まえ、補助金の補助対象を国際競争力の強化に資する成長産業に限定し、かつ、都道府県域を超える広域的な活用が見込まれる機器等の整備支援、都道府県域を超えた広域的な見地から当該地域に必要な高度な人材育成への特化、明確な成果目標の設定とフォローアップの実施等、補助内容の抜																							

<p>む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>本の見直しを行った。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 445 363 595" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">c</p> </div> <p>(参考) 平成 22 年の検討結果 C - c</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>○国は都道府県等が策定した基本計画の中から、全国的な視点で我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を支援する必要があり、本事業も我が国の産業競争力強化を図るため、地域に均一に配分するのではなく、全国的な視点のもとで採択を行っている。</p> <p>○広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による国の重点政策に合致した事業を採択する事が出来ず、産業競争力強化の観点から著しい支障が生じる。</p> <p>○なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から、現場に近い経済産業局が補助金交付事務等を行うことが適当。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局	No. 25
-------------	--------

事務・権限移譲等検討シート（個票）																																									
事務・権限名	特定商取引法に基づく調査・処分に関する事務																																								
事務・権限の概要	<p>○ 特定商取引法では、訪問販売・通信販売・電話勧誘販売など消費者トラブルが生じやすい特定の取引類型を対象に、事業者に対する行為規制とそれに違反した場合の行政処分（業務停止命令・指示）などが規定されており、国（消費者庁長官・経済産業局長）と都道府県（知事）がともに、事業者に対する報告徴収・立入検査などの調査権限や処分権限を有している（いわゆる並行権限）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業局長は、内閣総理大臣の権限を委任された消費者庁長官の権限が委任され、全国的な消費者被害が生じている事案について、消費者庁長官の指揮監督の下で消費者庁と一体となって調査・処分を行っている（特定商取引法第 67 条第 3 項、第 69 条第 3 項、経産省設置法第 12 条第 4 項）。 ・ 都道府県知事は、自治事務として、都道府県の区域内で行われる販売業務による消費者被害に対し調査・処分権限を有している（特定商取引法第 68 条）。調査に当たっては、自区域内の事業者のみならず他の都道府県に所在する事業者（域外事業者）に対する立入検査も実施されており、域外事業者の自区域内における販売業務に関する停止命令などの行政処分を課すことが可能。 <p>○ このように、国と都道府県がともに法律上の権限を有し、それぞれ役割分担の下で調査・処分を行う仕組みが構築されている。すなわち、消費者庁・経済産業局は全国的に消費者被害が及んでいる事案などに対処し、県域内の事案については都道府県が地域の実情を踏まえて対処している。</p> <p>その中で経済産業局は、消費者庁が効果的な法執行を行う上での実働部隊として、国の責務を果たす上で不可欠の役割を担っている。</p> <p>（参考）</p> <p>○ 都道府県における行政処分の実績は極めて低調（過去 15 年間で 20 を超える都道府県が一ケタの処分件数に過ぎず、全く処分を行っていない県も 1 県存在）であり、都道府県が県域内での法執行を十全に行うことができるよう、国としての支援や協力を積極的に行っている。</p>																																								
予算の状況 （単位：百万円）	-																																								
関係職員数	経済産業局消費経済課 122 名（定員） （参考：消費者庁取引対策課 30 名（定員））																																								
事務量（アウトプット）	<p>○ 行政処分件数の推移（年度、件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 16</th> <th>平成 17</th> <th>平成 18</th> <th>平成 19</th> <th>平成 20</th> <th>平成 21</th> <th>平成 22</th> <th>平成 23</th> <th>平成 24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>16</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>37</td> <td>48</td> <td>53</td> <td>43</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>24</td> <td>45</td> <td>54</td> <td>142</td> <td>104</td> <td>90</td> <td>135</td> <td>82</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40</td> <td>80</td> <td>84</td> <td>182</td> <td>141</td> <td>138</td> <td>188</td> <td>125</td> <td>119</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	国	16	35	30	40	37	48	53	43	40	都道府県	24	45	54	142	104	90	135	82	79	計	40	80	84	182	141	138	188	125	119
年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24																																
国	16	35	30	40	37	48	53	43	40																																
都道府県	24	45	54	142	104	90	135	82	79																																
計	40	80	84	182	141	138	188	125	119																																
地方側の意見	<p>○ 全国知事会より、訪問販売に関する事業者の立入検査等を地方が行うべき、域外権限を付与するなどにより複数の都道府県をまたぐものであっても地方で実施が可能、との意見が表明されている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国知事会国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日）（抜粋） 「消費生活を守る観点から、割賦販売や訪問販売に関する事業者の立入検査等 																																								

	<p>も地方が行うべきである。複数の都道府県をまたぐ事業規模であっても、域外権限を付与するなどの仕組み（本報告「7」（2）② ケース3参照）を整えることにより、地方で実施することは可能である。」</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>○ 日本弁護士連合会やその他の関係者からは、特定商取引法の一層の執行強化を望む意見があがっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本弁護士連合会「新たな「消費者基本計画（素案）」に対する意見書」（平成22年2月18日）（抜粋） <p>「改正特定商取引法は過量販売解除権を導入するなど、現に生じている消費者被害実態に即してその予防救済を容易にするための改正を行った点で評価できるが、被害の後追いになっており、消費者被害の予防救済の観点からは、さらに同法の厳正な執行が望まれる。（中略）。特定商取引法の規制分野においても、消費者被害を予防し救済するためには、その厳正な執行は、「現に生じている被害実態に即して適時適切に」行われなければ意味がない（後略）。</p>
<p>平成21年工程表における見直しの内容</p>	<p>一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジットカード業者に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。</p>
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>地方分権改革推進委員会が公開討議を経て取りまとめた第2次勧告（平成20年12月）において、国に残る事務・権限とされている。</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">—</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>○ 上記「事務・権限の概要」に記載の通り、特定商取引法においては、国と同等の調査・処分権限を都道府県はすでに有しており、かつ、都道府県は既に域外事業者に対するものを含め立入検査や行政処分を行っている。</p> <p>つまり、全国知事会の求めは特定商取引法上の事務・権限についてはすでに達成されている。</p> <p>○ よって、地方自治体への事務・権限の移譲の是非に関しては検討を要さない。（参考）</p> <p>○ 訪問販売・通信販売・電話勧誘販売などについては事業者の所在地に関わらず全国的に消費者被害が生じており、国と都道府県とがそれぞれの役割分担の下で調査・処分を行うこと、すなわち、県域内の事案については都道府県が実情を踏まえて対処する一方で、国（消費者庁・経済産業局）は全国的に被害が及んでいる事案などに対処することが、消費者利益の保護のためには必要不可欠。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的な被害をもたらす悪質事業者の所在地は全国に散らばっており、立入検査などを含め調査を機動的に実施するとともに、業務停止の監督・担保や指示の履行状況のチェックなど行政処分後の状況をきめ細かくフォローするためには、国の法執行の機関が各地域に存在していることが不可欠。 ・ 仮に消費者庁本体のみが国が対処すべき事案を担うこととなれば、国の法執行力は大幅に低下（担当職員数は1/8程度に減少）することとなり、消費者利益の保護に大きく支障をきたすことになりかねない。 ・ 都道府県の法執行強化の支援として、都道府県が行う立入検査などに求めに応じ国が立ち会うといった協力をしているところ、各地域に存する国の機関がそ

	うした支援・協力をを行うことが効果的かつ効率的。
備考	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 26																																																																									
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																												
事務・権限名	割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者に対する許可・登録、立入検査、報告徴収、処分等に関する事務																																																																											
事務・権限の概要	<p>○目的：割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受ける損害の防止等により、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にする。</p> <p>○根拠法：割賦販売法</p> <p>○経済産業局が実施している具体的な業務内容： 割賦販売法に基づき、前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者に対して、許可・登録、立入検査、処分等に関する事務を実施。</p> <p>※既に都道府県へ権限が委任されている事務： ・一の都道府県内にのみ事業所等がある前払式割賦販売業者又は前払式特定取引業者に対する報告徴収及び立入検査に関する事務 ・加盟店調査義務等に違反する個別信用購入あっせん業者に対する改善命令、報告徴収、業務停止命令、立入検査に関する事務（一の都道府県内に消費者の被害が限定される場合に限る）。</p>																																																																											
予算の状況 （単位：百万円）	—																																																																											
関係職員数	全局合計：125人の内数（平成25年度末現在） （北海道局8人、東北局10人、関東局21人、中部局19人、近畿局28人、中国局12人、四国局9人、九州局18人）																																																																											
事務量（アウトプット）	<p>※—は権限が経済産業局に委任されていない事務（8局合計）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する許可件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する立入検査件数</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する改善命令件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する許可取消件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する許可件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する立入検査件数</td> <td>99</td> <td>92</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する報告徴収件数</td> <td>19</td> <td>14</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する改善命令件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する許可取消件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する登録件数</td> <td>268</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数</td> <td>32</td> <td>34</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数</td> <td>27</td> <td>92</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん業者に対する登録件数</td> <td>131</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数</td> <td>30</td> <td>48</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table>				業務指標	22年度	23年度	24年度	前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—	前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	2	1	1	前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0	前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—	前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—	前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—	前払式特定取引業者に対する立入検査件数	99	92	108	前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	19	14	8	前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—	前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—	包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	268	5	3	包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	32	34	44	包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	27	92	158	包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0	包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0	個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	131	6	4	個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	30	48	71
業務指標	22年度	23年度	24年度																																																																									
前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—																																																																									
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	2	1	1																																																																									
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0																																																																									
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—																																																																									
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—																																																																									
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—																																																																									
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	99	92	108																																																																									
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	19	14	8																																																																									
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—																																																																									
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—																																																																									
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	268	5	3																																																																									
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	32	34	44																																																																									
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	27	92	158																																																																									
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0																																																																									
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0																																																																									
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	131	6	4																																																																									
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	30	48	71																																																																									

個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	19	39	66
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	1	2	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

(北海道局)

業務指標	22年度	23年度	24年度
前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	2	2	3
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	0	1	1
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	14	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	3	4	4
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	2	3	2
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	8	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	3	2	4
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	2	2	4
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

(東北局)

前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	11	2	10
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	2	0	2
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する	—	—	—

許可取消件数			
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	34	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	5	2	6
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	4	8	20
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	1	1	6
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	0	1	4
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

(関東局)

前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	1	1	1
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	39	46	48
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	3	4	1
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	91	3	2
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	6	9	15
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	7	40	47
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	66	4	4
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	9	27	40
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	7	14	39
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	1	1	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

(中部局)

前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する	0	0	0

立入検査件数			
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	9	8	5
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	10	1	0
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	18	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	2	3	2
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	2	8	29
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	9	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	3	4	4
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	1	5	3
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
(近畿局)			
前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	13	11	18
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	0	2	0
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	36	1	0
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	6	5	3
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	4	16	24
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	14	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	5	4	8
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	4	6	8
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

(中国局)

前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	1	0	0
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	10	8	10
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	1	1	4
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	22	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	4	5	4
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	3	11	13
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	9	1	0
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	1	4	4
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	0	5	3
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

(四国局)

前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	5	5	4

前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	13	1	1
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	2	2	4
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	2	2	11
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	6	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	3	1	2
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	2	1	2
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

(九州局)

前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	10	10	10
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	3	5	0
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	40	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	4	4	6
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	3	4	12
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	19	1	0
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	5	5	6
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	3	5	3
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	1	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

	(参考) 沖縄総合事務局																																																																																
	<table border="1"> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する許可件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する立入検査件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する改善命令件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する許可取消件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する許可件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する立入検査件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する報告徴収件数</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する改善命令件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する許可取消件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する登録件数</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん業者に対する登録件数</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—	前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	1	0	0	前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0	前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—	前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—	前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—	前払式特定取引業者に対する立入検査件数	1	1	1	前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	1	3	0	前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—	前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—	包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	5	0	0	包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	1	1	2	包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	1	3	5	包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0	包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0	個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	4	0	0	個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	3	1	0	個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	3	2	0	個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0	個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—																																																																														
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	1	0	0																																																																														
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0																																																																														
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—																																																																														
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—																																																																														
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—																																																																														
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	1	1	1																																																																														
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	1	3	0																																																																														
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—																																																																														
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—																																																																														
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	5	0	0																																																																														
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	1	1	2																																																																														
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	1	3	5																																																																														
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0																																																																														
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0																																																																														
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	4	0	0																																																																														
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	3	1	0																																																																														
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	3	2	0																																																																														
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0																																																																														
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0																																																																														
地方側の意見	—																																																																																
その他各方面の意見	—																																																																																
平成 21 年工程表における見直しの内容	消費者取引の適正化に関する事務 一つの都道府県にのみ事業所等があるクレジットカード業者に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。																																																																																
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	平成 21 年 12 月 1 日 改正割賦販売法第 1 段階施行 平成 22 年 12 月 17 日 改正割賦販売法第 2 段階施行（完全施行） 平成 22 年に施行した改正割賦販売法により、加盟店調査義務等に違反する個別信用購入あっせん業者に対する改善命令、報告徴収、業務停止命令、立入検査に関する事務（一の都道府県内に消費者の被害が限定される場合に限る）を都道府県の自治事務として移譲した。																																																																																
その他既往の政府方針等	—																																																																																
検討結果（事務・権限の区分）	(区分の理由等) ○都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応が異なれば、全国均一の規制ができなくなり、違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、広域自治体を跨る消費者事故																																																																																

<p>A-a 一の都道府県内のみ事業所等がある信用購入あっせん業者に対する報告徴収・立入検査の権限付与（並行権限）を検討。ただし、引き続き出先機関の事務・権限として実施。</p> <p>C ※上記以外のもの</p> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 A-a（一部） C-c（その他）</p>	<p>が生じた場合に迅速・適切な対応ができない等の事態が生じ、均一かつ公平な消費者保護が図られない。さらに、こうした事態が続けば、割賦販売システムに対する国民の信頼の低下を招き、簡便な決済手段として商品の流通等の円滑化に資する当該システムに悪影響を与えることとなる。このため、割賦販売法の規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>○都道府県へ事務を移譲した上で、なお規制の一律性を確保するための方策としては、事務処理等の統一基準を定め、国の指示等を認めることも一般的には考えられる。しかしながら、仮に一の都道府県内のみ事業所がある事業者であったとしても、顧客は当該都道府県外にも存在するため、単一都道府県が全国で発生している被害実態を的確に把握し、適切な処分を行うことは困難である。また、各都道府県内において、職員に求められる割賦販売法や他の消費者保護関係法に係る高度な知見や十分な経験を有する職員を一定数育成し、それぞれ配置することが必要であるが、各都道府県における事業者分布に偏り（後述）があることから、事業者の少ない都道府県においても職員を配置することは非効率であり、また十分な職員を配置できない場合には基準通りの規制を実施することは困難となる。</p> <p>○割賦販売法に基づく規制の対象としては、①商品の引渡し又は役務の提供に先立って代金又は対価を受領する前払式割賦販売及び前払式特定取引、②商品の引渡し又は役務の提供後に代金を受領する信用購入あっせんの2類型がある。①については、例えば前払式割賦販売業者又は前払式特定取引業者が破綻した際には、現在、国において前払積立金を還付する必要があるところ、還付手続きに当たっては、債権者の特定や精算手続き等の専門的かつ膨大な業務量が生じる。このため、これら事務を処理する人員を迅速かつ大量に動員できる体制を備える必要が生じ、負担が大きい。したがって、十分な体制整備の確保が担保されない限り、前払式割賦販売及び前払式特定取引に係る国の事務を都道府県に事務移譲することは困難である。</p> <p>なお、一の都道府県内のみ事業所等がある前払式割賦販売業者又は前払式特定取引業者に対する報告徴収及び立入検査に関する事務については、既に当該事業所等の所在地を管轄する都道府県にも権限を付与（並行権限）している。</p> <p>○また、②の信用購入あっせん業については、例えばクレジットカードは事業者の所在地に関係なく全国どこでも使える等、事業者の所在地と当該事業者の契約者（消費者）の所在地との間の関連性が極めて薄い。このため、仮に一の都道府県内のみ事業所等がある事業者であったとしても、当該事業者に係る消費者被害は全国的に発生している状況が想定されるほか、例えば、ある都道府県が域内の包括信用あっせん購入業者の登録取消処分を行った場合には、全国で当該事業者の発行するクレジットカードが使えなくなる等、ある都道府県が行った処分が他の都道府県にまで及ぶこととなり、消費者の利便性を含めて多大な影響を及ぼすため、国において実施することが必要である。加えて、事業者の分布を見ると、都道府県毎に大きくばらついており、域内に数社しか事業者がいない都道府県もある。このため、事業者の少ない都道府県においても、割賦販売法に係る規制の実施に必要な高度な知見や十分な経験を有する職員を配置し、規制実施体制を構築することは非効率である。</p> <p>○他方、一の都道府県内のみ事業所等がある信用購入あっせん業者に対する事務のうち、報告徴収・立入検査に関する事務については、割賦販売法に基づく登録や処分と異なり、主に消費者被害に係る情報を当該事業者から収集することが目的と考えられるため、前述の全国均一な規制の実施に対する影響や、他の都道府県の消費者に対する影響が少ないと考えられる。また、都道府県に権限を付与することで、より機動的に情報収集を行うことが期待できる。このため、当該事業所等の所在地を管轄する都道府県にも権限を付与（並行権限）することを検討する。</p>
備考	-

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局	No. 27
-------------	--------

事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																							
事務・権限名	消費生活等の相談に関する事務																																																						
事務・権限の概要	<p>○目的：消費生活等の相談に関する事務は、経済産業省の所掌事務に係る相談について対応している。同事務は消費生活に関する苦情及び問い合わせに対する情報提供だけでなく、地方自治体の消費生活センター等の相談員などからの問い合わせにも対応することで、一般消費者の利益の保護を図ることを目的とする。</p> <p>○根拠法令：経済産業省組織規則第352条の規定に基づき各局ごとに経済産業大臣の承認を受けた事務分掌規定に基づき、各経済産業局において消費者相談室を設置し、経済産業省の所掌事務に係る消費生活に関する相談及び苦情の処理に関する事務を行うことを規定している。</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者からの相談 ・地方自治体からの消費生活センター等の相談員からの問い合わせ対応 ・特定商取引法、割賦販売法等の法執行に係る端緒情報の収集 																																																						
予算の状況 (単位:百万円)	—																																																						
関係職員数	<p>122人の内数（平成25年度末）</p> <p>（北海道局8人の内数、東北局10人の内数、関東局18人の内数、中部局19人の内数、近畿局28人の内数、中国局12人の内数、四国局9人の内数、九州局18人の内数）</p>																																																						
事務量（アウトプット）	<p>○消費者相談に係る件数（件）</p> <p>（北海道経済産業局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度（※）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>1,580件</td> <td>1,469件</td> <td>1,055件</td> <td>811件</td> <td>665件</td> </tr> <tr> <td>うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ</td> <td>186件</td> <td>183件</td> <td>161件</td> <td>114件</td> <td>95件</td> </tr> </tbody> </table> <p>（東北経済産業局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度（※）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>713件</td> <td>669件</td> <td>633件</td> <td>548件</td> <td>403件</td> </tr> <tr> <td>うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ</td> <td>178件</td> <td>210件</td> <td>233件</td> <td>172件</td> <td>169件</td> </tr> </tbody> </table> <p>（関東経済産業局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度（※）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>2,495件</td> <td>2,525件</td> <td>2,251件</td> <td>1,924件</td> <td>1,825件</td> </tr> <tr> <td>うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ</td> <td>1,304件</td> <td>1,423件</td> <td>1,397件</td> <td>1,133件</td> <td>1,170件</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（※）	相談受付件数	1,580件	1,469件	1,055件	811件	665件	うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	186件	183件	161件	114件	95件	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（※）	相談受付件数	713件	669件	633件	548件	403件	うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	178件	210件	233件	172件	169件	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（※）	相談受付件数	2,495件	2,525件	2,251件	1,924件	1,825件	うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	1,304件	1,423件	1,397件	1,133件	1,170件
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（※）																																																		
相談受付件数	1,580件	1,469件	1,055件	811件	665件																																																		
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	186件	183件	161件	114件	95件																																																		
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（※）																																																		
相談受付件数	713件	669件	633件	548件	403件																																																		
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	178件	210件	233件	172件	169件																																																		
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（※）																																																		
相談受付件数	2,495件	2,525件	2,251件	1,924件	1,825件																																																		
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	1,304件	1,423件	1,397件	1,133件	1,170件																																																		

(中部経済産業局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)
相談受付件数	1,140件	1,139件	895件	779件	704件
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	338件	371件	316件	293件	305件

(近畿経済産業局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)
相談受付件数	1,916件	1,914件	1,646件	1,181件	1,093件
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	582件	576件	556件	405件	431件

(中国経済産業局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)
相談受付件数	901件	849件	771件	587件	464件
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	246件	277件	226件	190件	176件

(四国経済産業局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)
相談受付件数	597件	496件	315件	250件	205件
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	154件	129件	114件	116件	69件

(九州経済産業局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)
相談受付件数	1,033件	1,016件	837件	781件	646件
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	374件	371件	324件	332件	313件

(参考：沖縄総合事務局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)
相談受付件数	202件	156件	171件	137件	118件
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	21件	7件	28件	43件	46件

	(参考：本省消費者相談室)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>3,985件</td> <td>3,839件</td> <td>3,415件</td> <td>2,882件</td> <td>2,353件</td> </tr> <tr> <td>うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ</td> <td>346件</td> <td>408件</td> <td>371件</td> <td>345件</td> <td>320件</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)	相談受付件数	3,985件	3,839件	3,415件	2,882件	2,353件	うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	346件	408件	371件	345件	320件
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)													
	相談受付件数	3,985件	3,839件	3,415件	2,882件	2,353件													
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	346件	408件	371件	345件	320件														
(参考：全国)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>14,562件</td> <td>14,072件</td> <td>11,989件</td> <td>9,880件</td> <td>8,476件</td> </tr> <tr> <td>うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ</td> <td>3,729件</td> <td>3,955件</td> <td>3,726件</td> <td>3,143件</td> <td>3,094件</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)	相談受付件数	14,562件	14,072件	11,989件	9,880件	8,476件	うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	3,729件	3,955件	3,726件	3,143件	3,094件	
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)														
相談受付件数	14,562件	14,072件	11,989件	9,880件	8,476件														
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	3,729件	3,955件	3,726件	3,143件	3,094件														
<p>※いずれも平成24年度は暫定値</p> <p>○地方自治体の消費生活センター等の相談員を対象とする消費者相談研修の参加者数 平成20年度 17名、平成21年度 34名、平成22年度 34名、 平成23年度 34名、平成24年度 39名</p>																			
地方側の意見	—																		
その他各方面の意見	—																		
平成21年工程表における見直しの内容	「消費者行政推進基本計画」において、地方の消費生活センター等を一元的な消費者相談窓口と位置付け、緊急時の対応や広域的な問題への対応のために全国ネットワークを構築するとされていることを踏まえつつ、地方公共団体との連携を強化する。																		
平成21年工程表決定又は平成22年見直し後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>消費者庁では、全国どこからでも身近な消費生活相談窓口につながる共通の電話番号である「消費者ホットライン」の事業を2010年1月から実施。</p> <p>経済産業局では、経済産業省の所掌事務について、消費者からの相談を受けるとともに、「消費者ホットライン」によって消費者からの相談を受けた地方自治体の消費生活センター等の相談員からの問い合わせにも対応する等の連携を行っている。</p>																		
その他既往の政府方針等	—																		
検討結果（事務・権限の区分）	<p>(区分の理由等)</p> <p>消費者等からの問い合わせに適切かつ迅速に対応することは、国、地方自治体ともに重要な事務である。そのため、消費者庁では2010年1月より全国どこからでも身近な消費生活相談窓口（都道府県の消費生活センター、市区町村の消費生活センター等）につながる共通の電話番号である「消費者ホットライン」の事業を実施し</p>																		
<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">C</div>																			

<p>(参考) 平成 22 年の検討 結果 C-c</p>	<p>ている。</p> <p>一方、経済産業局に設置する相談室は、経済産業省の所掌事務に係る消費生活に関する苦情及び問い合わせに対応する相談窓口（電話、電子メール、文書、面接等にて受付）として設置されている。具体的には、特定商取引法や割賦販売法等の法律を所掌する経済産業省として、これらの法解釈について特に知見があり、一般消費者のみならず、地方自治体の消費生活センター等の相談員からの問い合わせに対しても、必要な情報の提供を行う役割を担っている。</p> <p>※地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせは全体の約 3 割を占めている。</p> <p>また、特定商取引法、割賦販売法等の執行上に極めて重要な悪質事業者の行為の端緒情報の一次収集機能も担っており、特定商取引法、割賦販売法等の法執行業務の一環としても、経済産業局にて相談業務を行うことが必要である。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>